

開催日時

2024年5月24日（金曜日）
午前10時（開場午前9時30分）

開催場所

東京都品川区大井一丁目50番5号
アワーズイン阪急
シングル館3階 A+B会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

CONTENTS

■定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役の報酬額改定の件	
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件	
第4号議案 監査役の報酬額改定の件	
■事業報告	10
■連結計算書類	23
■計算書類	25
■監査報告書	27

シンメンテホールディングス株式会社

証券コード：6086

第39回 定時株主総会 招集ご通知

株 主 各 位

証券コード 6086
(発送日) 2024年5月9日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月1日

東京都品川区東大井二丁目13番8号
シンメンテホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第39回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.shin-pro.com/ir/ir_news

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「シンメンテホールディングス」または証券「コード」に「6086」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」（3頁）をご参照のうえ、2024年5月23日（木曜日）午後6時までに行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月24日（金曜日）午前10時 開場午前9時30分
2. 場 所 東京都品川区大井一丁目50番5号
アワーズイン阪急 シングル館3階 A+B会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 第39期（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以上

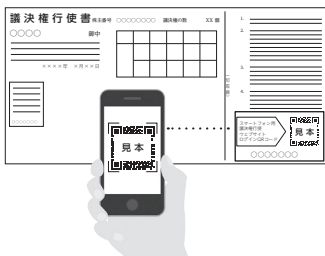
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の体制及び運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

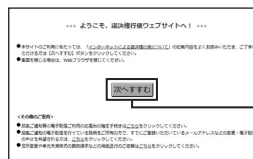
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

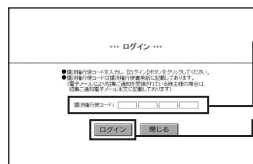
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

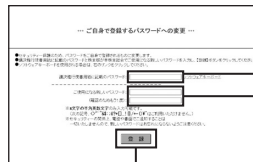
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、当社の業績及び将来の会社を取り巻く環境などを勘案しながら実施しております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては1株につき27円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金27円
総額 269,920,998円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月27日

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年5月24日開催の第34回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び取締役の責務や期待される役割が増大していること等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。また、報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、本定時株主総会終了後も員数に変更はございません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

当社の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）の報酬額のうち、譲渡制限付株式報酬額については、2019年5月24日開催の第34回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、金銭報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することをご承認いただき今日に至っております。

当社は、近年、求められる社会・環境の変化に対応する必要性があり、当社の長期的な企業価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、対象取締役に対して支給する株式報酬の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）へと増額させていただきたいと存じます。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は年70,000株以内（うち社外取締役分7,000株以内）とし、その1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

本議案は、上記の目的、当社の業況、当社の株価水準、取締役の報酬等の内容の決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であるものと判断しております。

なお、譲渡制限付株式の内容は、下記【譲渡制限付株式の内容の概要】に記載の通り、従前から変更ありません。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、本定時株主総会終了後も員数に変更はございません。

【譲渡制限付株式の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より30年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により当社又は当社子会

社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。その場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2013年5月30日開催の第28回定時株主総会において、年額40百万円以内にご承認いただいて今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び監査役の責務や期待される役割が増大していること等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬等の額を年額50百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名ですが、本定時株主総会終了後も員数に変更はございません。

以 上

事業報告

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

I. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症にかかる各種規制が段階的に解除され、感染症法上の区分も2023年5月8日より季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げられる等、新型コロナウイルス感染症が経済活動に及ぼす影響が軽減されつつある中において、全体として景気は緩やかな回復基調が見られました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、世界的な物価上昇と金利引き上げ、円安の急激な進行などの社会経済活動の下押し要因の高まり等により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループが展開するトータルメンテナンスサービス事業は、店舗・施設の設備・機器及び内外装等の修理・修繕といった店舗・施設運営には欠かせない業務をアウトソーサーとして担うことによって顧客へ利便性・効率性・経済性を提供しております。メンテナンスのニーズそのものは、店舗・施設の設備・機器及び内外装等の存在がある以上、底堅いものがあります。また新型コロナウイルス感染症の影響や世界経済情勢により厳しい経営環境が継続している状況下では、顧客の店舗・施設運営におけるトータルコストの低減の重要度が従来にも増して上がってきております。当社グループとしましては、店舗・施設のメンテナンス管理業務のアウトソースによる内部コスト低減、メンテナンス道場を活用したメンテナンス教育による外注コストの低減、これまで蓄積されたデータの分析による予防メンテナンス・計画修繕の提案等の施策を示し、経営・業績に貢献する店舗・施設運営のパートナーとして迎えていただくことを目指し活動を続けております。中でも、メンテナンス道場においてはオンラインを活用し、動画配信やライブ中継による研修を継続して行い、顧客とのさらなる信頼関係の構築を推進しております。

事業活動におきましては、前期より活動を継続してまいりましたが、感染症予防体制を整え、24時間の依頼受付窓口と営業体制で、コロナ禍においても徹底して顧客に寄り添う体制を維持したことから、他社に依頼されていたエリア・工種の案件が寄せられる等、業界内のシェアを向上させる戦術が功を奏しております。また、コロナ禍において店舗・施設での空調・換気システムへの関心が高まり、メンテナンス需要が増加したことに伴い、空調案件専門チームを組成して対応した結果、新規顧客の受注獲得、既存顧客の拡大に寄与しております。兼ねてより取り組んできた飲食業界以外の業界へのビジネスを拡大する活動につきましては、これまで以上にドラッグストア、介護事業者、物販・小売業などへ向けてサービス提

供を行い、これまでに手掛けていなかった業態への販売促進活動を強化した結果、既存顧客の拡大に加え、新たな顧客を獲得しております。

これらの活動を継続してまいりました結果、当社グループ売上高の大半を占める「緊急メンテナンスサービス」につきましては、新規顧客の獲得に加え、既存顧客のサービス対象店舗及びメンテナンスの対象種類の増加により好調に推移いたしました。また、突発的な設備・機器の不具合発生を未然に防ぐための「予防メンテナンスサービス」につきましては、大手チェーン企業の店舗を中心に既存サービスであるエアコン、冷凍・冷蔵機器についての事前整備・点検・洗浄が堅調に推移いたしました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は22,354百万円（前期比15.2%増）、経常利益は1,259百万円（前期比19.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は861百万円（前期比25.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は147百万円で、主要なものは営業所移転、システム投資等となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は2023年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で日菱インテリジェンス株式会社より業務用エアコン洗浄ロボット事業を当社子会社であるシンロボサービス株式会社へ譲渡する旨（以下「本事業譲渡」）の基本合意書を締結いたしました。

その後、当社は2023年7月31日開催の取締役会において、本事業譲渡についての事業譲渡契約を締結し、2023年8月31日付で当該事業の事業譲受けを完了しております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第36期	第37期	第38期	第39期 (当連結会計年度)
	自 2020年3月 1日 至 2021年2月28日	自 2021年3月 1日 至 2022年2月28日	自 2022年3月 1日 至 2023年2月28日	自 2023年3月 1日 至 2024年2月29日
売 上 高 (千円)	14,420,064	16,434,392	19,408,149	22,354,475
経 常 利 益 (千円)	704,477	923,082	1,054,694	1,259,134
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	436,610	571,101	687,999	861,928
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	41.18	54.46	68.72	86.28
総 資 産 (千円)	5,886,291	6,746,816	7,059,773	8,302,017
純 資 産 (千円)	2,862,491	2,708,066	2,954,660	3,672,919

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
シンプロメンテ(株)	10,000千円	100%	店舗、厨房設備の維持・保全の 為のトータルメンテナンスサー ビス業
(株)テスコ	10,000千円	100%	店舗施設・設備・機器等の保守 及び改善サービス業
シンロボサービス(株)	10,000千円	100%	業務用エアコン洗浄ロボットの 製造・保守及び業務用エアコン 洗浄ロボットサービスの提供

③ 特定完全子会社に関する事項 (2024年2月29日現在)

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)テスコ	東京都三鷹市上連雀 一丁目12番17号	1,203,170千円	2,746,460千円

(4) 対処すべき課題

現在、当社グループは、店舗に対するトータルメンテナンスサービスを提供する事業を中心に展開を進めておりますが、依然として先行き不透明な事業環境が継続すると想定しております。このような環境の下、市場の変化を常に把握しつつ、業界を的確に分析し、飲食店や小売店等からのあらゆるメンテナンスの要求に対して、的確なサービスをワンストップで提供するために、次の項目を課題として認識しております。

① 人材の育成及び確保

当社グループは、日々発生する店舗のメンテナンスを管理するオペレーション部門に優れた管理能力やコミュニケーション能力を持つ人材を配置することは、今後ますます多様化するメンテナンス依頼に対応する上で重要な課題と考えております。

また、店舗運営の上での設備・機器のメンテナンスに関連する課題を解決する提案能力を有する人材を確保することは、今後の当社グループの成長にとって重要な課題です。

社員に対する新たな知識、技術の習得に加え、問題解決能力や提案力の強化等、教育訓練等の育成活動を実施してまいります。

② メンテキーパーの継続的なサービスレベルの向上

当社グループは、実際のメンテナンスサービスをメンテナンス協力業者であるメンテキーパーに委託しているビジネスモデルのため、メンテキーパーの資質、メンテナンススキル、機動性、工事を実施するための資格保有状況、過去の実績等の把握とメンテキーパーのサービスレベルの維持・向上は、非常に重要な経営課題のひとつです。

今後も顧客サイドに立ったサービスレベルの向上の観点から、メンテキーパーの教育・研修や指導、管理により一層注力してまいります。

③ 店舗メンテナンス業務のアウトソーシングについての認知度向上

チェーン展開、多店舗展開している企業には、相応の設備・機器等のメンテナンス業務が必要となり、企業の成長と共にその業務も増大していく傾向にあります。業務量増加に企業独自で対応しようとした場合、人員の確保や労働環境の整備、効率的なリソース活用など課題が出てきます。

当社グループは、メンテナンス業務のアウトソーシングを通じて、スムーズな業務遂行を行い、顧客企業に対して高い利便性、効率性、経済性を提供することができ、顧客企業の成長をサポートできる点を更に認知させることに努め、より一層のマーケットシェア拡大に努めてまいります。

④ 業務基幹システムであるメンテシステムの維持・強化

当社グループの事業は、店舗で実施するメンテナンスを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に情報を把握できることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす当社の基幹システムである「メンテシステム」を安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の経済状況、事業の継続的發展に伴い、当該システムの更なる強化の必要性は比例的に増大いたしますので、機能の拡充を継続的且つ迅速に実施していく方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが継続的な企業価値の向上を目指すためには、コンプライアンス・リスク管理を念頭においた内部管理体制の強化・充実が不可欠であります。グループ各社及び社内各部署の業務手順の適合性や部門間の連携を再点検し、適正かつ効率的な内部牽制機能が備わった体制を構築してまいります。

また、従業員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、モニタリング機能やリスク管理体制の強化・充実に努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層の御理解と御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

店舗・施設の設備機器及び内外装等のトータルメンテナンスサービス事業

(6) 主要な営業所等 (2024年2月29日現在)

① 当 社

本 社：東京都品川区東大井二丁目13番8号

② 子会社 シンプロメンテ株式会社

本 店：東京都品川区東大井二丁目13番8号
営業所：仙台・名古屋・大阪・福岡・沖縄

③ 子会社 株式会社テスコ

本 店：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
営業所：名古屋・大阪・福岡・沖縄

④ 子会社 シンロボサービス株式会社

本 店：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

(7) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
276名	23名増

(注) 従業員数には、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員 (172名) は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

当社は従業員はおりません。

③子会社 シンプロメンテ株式会社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156名	19名増	41歳9ヶ月	5年2ヶ月

(注) 従業員数には、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員 (78名) は含んでおりません。

④子会社 株式会社テスコの従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	4名増	46歳6ヶ月	10年1ヶ月

(注) 従業員数には、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員 (94名) は含んでおりません。

⑤子会社 シンロボサービス株式会社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
0名	—	—	—

(注) 従業員数には、株式会社テスコからの出向人員 (2名) は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2024年2月29日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	197,000千円
株式会社みずほ銀行	150,000千円

II. 株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,997,074株（自己株式835,926株を除く）
- (3) 株主数 2,545名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数 株	持株比率 %
内 藤 秀 雄	2,307,600	23.08
内 藤 剛	786,000	7.86
株 式 会 社 乃 村 工 藝 社	686,848	6.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS A C C O U N T	615,900	6.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	554,000	5.54
Goldman Sachs Bank Europe SE, L u x e m b o u r g B r a n c h	478,500	4.78
株 式 会 社 S h u M a n a g e m e n t	400,000	4.00
FCP SEXTANT ATOUR DU MONDE	400,000	4.00
合 田 利 恵	378,000	3.78
CACEIS BANK FOR (EQUITIES) NON TREATY U C I T S C L I E N T S	281,400	2.81

(注) 1.当社は、自己株式835,926株を所有しておりますが、持株比率は自己株式を除外して計算しております。
2.持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,000株	4名
社外取締役	1,200株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告21頁「IV. (2) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年2月29日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
内藤 秀雄	代表取締役会長兼社長	シンプロメンテ(株)代表取締役社長 (株)テスコ相談役 シロボサービス(株)取締役 (株)Shu Management取締役
村山 政昭	専務取締役	シンプロメンテ(株)専務取締役事業本部長 (株)テスコ取締役 シロボサービス(株)取締役
大崎 秀文	常務取締役 C F O	シンプロメンテ(株)常務取締役管理本部長 (株)テスコ取締役 シロボサービス(株)取締役
内藤 剛	常務取締役	(株)テスコ代表取締役社長 シロボサービス(株)代表取締役社長 シンプロメンテ(株)取締役 (株)Shu Management代表取締役
脇本源 一	取締役	
山縣 有徳	取締役	栃木産業(株)代表取締役 公益財団法人山縣有朋記念館理事長
荒川 勤	常勤監査役	シンプロメンテ(株)監査役 (株)テスコ監査役 シロボサービス(株)監査役
田村 稔郎	監査役	
吉木 徹	監査役	

- (注) 1.取締役脇本源一氏と山縣有徳氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2.監査役3名全員は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 3.監査役田村稔郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.監査役吉木徹氏は、法律家としての長年にわたる豊富な経験と事業経営に関する幅広い見識を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針について定めておりません。

当社の取締役の報酬等の限度額は、2019年5月24日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（取締役5名分であり、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議しております。

なお、当社は定款にて取締役の員数を8名以内、監査役の員数を3名以内と定めており、2024年2月期末日時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。また、同株主総会において年額50百万円以内（取締役5名分）として、取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

また、当社の監査役の報酬等の限度額は、2013年5月30日開催の定時株主総会において年額40百万円以内（監査役3名分）と決議しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る事項については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長が最も適していると判断しており、代表取締役会長兼社長の内藤秀雄に委任しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定することとし、そのうえで取締役会にて決定された範囲内において代表取締役会長兼社長に一任されております。

監査役の報酬額については、監査役会にて監査役の協議によって支給実績等を勘案して決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	292,121 (9,088)	282,240 (7,800)	－ (－)	9,880 (1,288)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,942 (15,942)	15,942 (15,942)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	308,063 (25,031)	298,182 (23,742)	－ (－)	9,880 (1,288)	9 (5)

- (注) 1.2019年5月24日開催の第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
- 2.2019年5月24日開催の第34回定時株主総会において、取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に對して支給する総額は年額50百万円以内、発行又は処分される普通株式の総数は年20,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
- 3.2013年5月30日開催の第28回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
- 4.上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 5.期末日現在の取締役は6名（うち、社外取締役は2名）、監査役は3名（全員、社外監査役）であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしており、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役山縣有徳氏は、栃木産業株式会社の代表取締役及び公益財団法人山縣有朋記念館の理事長であります。当社は、栃木産業株式会社及び公益財団法人山縣有朋記念館との間に特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	脇本源一	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しております。また、当社グループの経営課題等について独立した客観的な立場から質問し、意見を述べております。
取締役	山縣有徳	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しております。また、当社グループの経営課題等について独立した客観的な立場から質問し、意見を述べております。
監査役	荒川勤	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に、監査役会14回中14回に出席しております。多様な事業分野での豊富な経験、幅広い知識、情報などに基づく高い見識から、客観的かつ中立的な立場で審議における必要な発言を行っております。
監査役	田村稔郎	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に、監査役会14回中14回に出席しており、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、代表取締役との意見交換を実施しております。
監査役	吉木徹	当該事業年度開催の取締役会13回中13回に、監査役会14回中14回に出席しており、必要に応じて、法律家としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、代表取締役との意見交換を実施しております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	30,500千円

- (注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認したことによります。
- 2.当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針としております。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[7,313,813]	【流動負債】	[3,995,006]
現金及び預金	4,068,015	買掛金	2,936,388
受取手形	84,223	1年内返済予定の長期借入金	160,000
売掛金	2,559,795	リース債務	7,557
商物品	78,713	未払金	441,114
未成業務支出金	73,845	未払法人税等	274,810
未収還付法人税等	45,048	その他	175,136
その他	405,456		
貸倒引当金	△1,283	【固定負債】	[634,091]
【固定資産】	[988,204]	長期借入金	187,000
(有形固定資産)	(293,976)	リース債務	11,776
建物	166,595	資産除去債務	37,949
車両運搬具	11,532	役員退職慰労引当金	379,665
工具、器具及び備品	58,708	繰延税金負債	17,699
その他	40,000	負債合計	4,629,098
リース資産	17,139	純資産の部	
(無形固定資産)	(97,195)	【株主資本】	[3,626,877]
のれん	61,211	資本金	236,000
ソフトウェア	31,128	資本剰余金	727,336
ソフトウェア仮勘定	1,100	利益剰余金	3,615,042
その他	3,755	自己株式	△951,500
(投資その他の資産)	(597,032)	【その他の包括利益累計額】	[46,041]
投資有価証券	313,014	その他有価証券評価差額金	46,041
繰延税金資産	124,565		
その他	159,452	純資産合計	3,672,919
資産合計	8,302,017	負債・純資産合計	8,302,017

連結損益計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高			22,354,475
売上原価			17,336,776
	売上総利益		5,017,699
販売費及び一般管理費			3,762,339
	営業利益		1,255,359
営業外収益			
受取利息		449	
受取配当金		5,038	
その他		1,460	6,947
営業外費用			
支払利息		3,126	
その他		45	3,172
	経常利益		1,259,134
特別利益			
投資有価証券売却益		41,207	41,207
特別損失			
固定資産除却損		689	689
	税金等調整前当期純利益		1,299,652
	法人税、住民税及び事業税	465,624	
	法人税等調整額	△27,900	437,724
	当期純利益		861,928
	親会社株主に帰属する 当期純利益		861,928

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[1,016,111]	【流動負債】	[214,948]
現金及び預金	847,268	1年内返済予定の長期借入金	160,000
関係会社短期貸付金	15,000	未払金	23,047
未取還付法人税等	44,953	未払法人税等	12,250
その他の	108,889	その他の	19,650
【固定資産】	[1,730,348]	【固定負債】	[584,365]
(有形固定資産)	(6,170)	長期借入金	187,000
車両運搬具	5,313	繰延税金負債	17,699
工具、器具及び備品	856	役員退職慰労引当金	379,665
(投資その他の資産)	(1,724,178)	負債合計	799,314
投資有価証券	313,014	純資産の部	
関係会社株式	1,223,170	【株主資本】	[1,901,103]
関係会社長期貸付金	135,000	資本金	236,000
保険積立金	49,636	資本剰余金	727,336
その他の	3,357	資本準備金	194,320
		その他資本剰余金	533,015
		利益剰余金	1,889,268
		その他利益剰余金	1,889,268
		繰越利益剰余金	1,889,268
		自己株式	△951,500
		【評価・換算差額等】	[46,041]
		その他有価証券評価差額金	46,041
資産合計	2,746,460	純資産合計	1,947,145
		負債・純資産合計	2,746,460

損益計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			796,238
売上原価			-
	売上総利益		796,238
販売費及び一般管理費			449,010
	営業利益		347,227
営業外収益			
受取利息		486	
受取配当金		5,038	
その他		141	5,666
営業外費用			
支払利息		2,811	
その他		45	2,857
	経常利益		350,036
特別利益			
投資有価証券売却益		41,207	41,207
	税引前当期純利益		391,244
	法人税、住民税及び事業税	40,585	
	法人税等調整額	△1,548	39,037
	当期純利益		352,207

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

シンメンテホールディングス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田 嗣也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西村 仁志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンメンテホールディングス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンメンテホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

シンメンテホールディングス株式会社
取締役会御中東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田 嗣也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西村 仁志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンメンテホールディングス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるほか、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

シンメンテホールディングス株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 荒 川 勤 ㊟

社外監査役 田 村 稔 郎 ㊟

社外監査役 吉 木 徹 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



アワーズイン 阪急 (シングル館 3階 A+B 会議室)
東京都品川区大井一丁目50番5号

■交通のご案内

●「大井町駅」徒歩1分

<京浜東北線> 中央改札口を出て右側 (中央西方面①) の階段をご利用ください。

<りんかい線> 改札を出て右側 (A2出口) のエスカレーターをご利用ください。

<東急大井町線> 改札口を出て右側のJR線に沿って直進ください。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。